

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限：令和8年2月2日（月）

○償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

提 出 先	
●申告書を持参される場合（土日祝日、年末年始を除く）	
①古河市役所 古河庁舎（資産税課）	古河市長谷町38番18号
②古河市役所 総合窓口課（市民総合窓口課）	古河市下大野2248番地
③古河市役所 三和庁舎（三和庁舎市民総合窓口室）	古河市仁連2065番地
●申告書郵送先・問合せ先	
〒306-8601 古河市長谷町38番18号 古河市役所古河庁舎資産税課 償却資産担当	電話：0280-22-5111 宛て FAX：0280-22-5568
※記載漏れがないか、再度ご確認ください。 申告に応答する方の氏名及び電話番号を忘れずにご記入ください。 ※郵送で申告される方で、申告書（控）の返送を希望される場合には、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。	

○窓口の混雑が予想されますので、可能な限り郵送及び電子申告(eLTAX)でのご提出に協力を
いただきますようお願いいたします。

【目次】

1 償却資産について	P1
(1) 償却資産とは	(2) 償却資産の種類と具体例
(3) 業種別の主な償却資産と耐用年数の例	(4) 建築設備等における家屋と償却資産の区分
2 申告について	P3
(1) 申告が必要な方	(2) 申告の対象となる資産
(3) 申告の対象とならない資産	(4) 電子申告(eLTAX)
【記入例】	P5
○償却資産申告書	○種類別明細書（増加資産・全資産用）
○種類別明細書（減少資産用）	
3 償却資産の課税について	P8
(1) 評価額の計算方法	(2) 評価額の計算例
(3) 税額の計算方法	(4) 課税標準の特例
(5) 非課税となる資産	
4 国税との主な違い	P9
5マイナンバー法に基づく本人確認の手続きについて（個人事業者）	P10
6 償却資産のQ & A	P11
7 実地調査について	P11



茨 城 県 古 河 市

1 償却資産について

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（又は減価償却費）が法人税法（又は所得税法）の規定による所得の計算上損金（又は必要な経費）に算入されるものを償却資産といいます。（地方税法 第341条第4号）

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等は償却資産に該当し、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類			主な資産の例
1	構築物	構築物	舗装（駐車場舗装など）、緑化施設等外構工事、門、塀、看板、広告塔、その他土地に定着した外構設備、家屋課税要件の満たさない建物（物置、車庫等）
		建物付属設備	受変電設備、動力配線設備、給排水・衛生設備、空調設備、中央監視制御装置、外灯、スポットライト、カウンター、可動間仕切り、内装・造作、その他建築設備 ※ただし、家屋として評価されているものは除きます。 ((4) 「建築設備等における家屋と償却資産の区分」参照)
2	機械及び装置		食品製造加工機械、印刷機械、モーター、ポンプ等汎用機械類、土木建設機械、機械式駐車設備、各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備
3	船 舶		釣り船、漁船、ボート、遊覧船、水上運搬具
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両） ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。 小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため申告の必要はありません。 次の要件を全て満たすものは小型特殊自動車となります。 ①長さ 4.7m 以下 ②幅 1.7m 以下 ③高さ 2.8m 以下 ④最高速度 15 km毎時以下 (農耕作業用自動車は最高速度35 km毎時未満のもの)
6	工具、器具及び備品		机、いす、ロッカー、パソコン、電話機、コピー機、エアコン、応接セット、テレビ、ステレオ、冷蔵庫、金庫、レジスター、陳列ケース、つい立、医療機器、作業用工具、自動販売機、その他什器備品

(3) 業種別の主な償却資産と耐用年数の例

※耐用年数についての詳細は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」をご覧ください。

業種	主な資産の内容（法定耐用年数）
各 業 種 共 通	事務机、事務いす……… 主として金属製のもの（15年）、その他のもの（8年） キャビネット、ロッカー……… 主として金属製のもの（15年）、その他のもの（8年） 応接セット…………… 接客業用のもの（5年）、その他のもの（8年） 陳列棚、陳列ケース……… 冷凍又は冷蔵機付のもの（6年）、その他のもの（8年） 電子機器…………… パソコン（4年）、その他サーバ等（5年）、コピー機（5年）、タイムレコーダー（5年）、ファクシミリ（5年）、冷蔵庫（6年） 舗装路面…………… アスファルト敷き（10年）、コンクリート敷き（15年） 太陽光発電設備…………… 主として金属製のもの（17年） ^注 設置状況により耐用年数が異なります。詳しくは「減価償却資産の耐用年数に関する省令」をご確認ください。
飲 食 店 業	食卓（5年）、厨房用品（5年）、カラオケ（5年）、冷凍庫（9年）
理 容・美 容 業	理容・美容いす（5年）、消毒殺菌器（5年）、タオル蒸し器（5年）、パーマ機（5年） サインポール（3年）、湯沸器（6年）
クリーニング業	洗濯機（13年）、脱水機（13年）、乾燥機（13年）、給排水設備（15年）
小 売 業	レジスター（5年）、自動販売機（5年）、冷蔵ストッカー（4年）
食 品 製 造 業	挽肉機（9年）、電子秤（5年）
自 动 車 整 備 業	旋盤（15年）、圧縮機（15年）、測定工具（5年）、検査工具（5年）
金 属 製 品 加 工 業	受変電設備（15年）、旋盤（10年）、ボール盤（10年）、圧縮機（10年）、測定工具（5年） 検査工具（5年）
農 業	トラクター（7年）、コンバイン（7年）、乾燥機等の農業用設備（7年）
不 動 产 賃 貸 業	フェンス工事（10年）、外構工事（10年）、駐車場照明工事（15年）
医 療・薬 局 業	煮沸消毒器（4年）、寝台（6年）、心電計（6年）、歯科診療用ユニット（7年） 調剤機器（6年）
娛 樂 業	パチンコ台（2年）、パチスロ台（3年）、ゲーム機（3年）、両替機（5年）

(4) 建築設備等における家屋と償却資産の区分

●家屋の所有者が所有している場合

家屋の所有者が取り付けた建築設備等（電気設備、給排水・衛生設備、空調設備等）で、家屋と構造上一体となってその効用を高めるものについては、原則として家屋として取り扱います。

一方、事業の用に供するために取り付けた設備である場合は、償却資産として申告の対象となることがあります。

※次のような建築設備等は、家屋ではなく償却資産として取り扱うことがあります。

- ①構造的に家屋と一緒にないもの
- ②独立した機械及び装置として性格が強いもの
- ③工場等における特定の生産又は事業の用に供されるもの
- ④顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの

●賃借人等が取り付けた場合

賃借人等が、事業の用に供するために事務所、店舗などの家屋に取り付けた建築設備、内装や造作等は、賃借人等が所有する償却資産として取り扱います。

このため、家屋を借りて事業をされている方が、当該資産を償却資産（構築物等）として必ず申告してください。

取扱いについてご不明な場合は、古河市役所資産税課（Tel0280-22-5111）までお問い合わせください。

【家屋と償却資産の区分例】

設備等の種類	償却資産の申告対象となるもの	家屋に含めるもの
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備（キューピクル）、自家用発電設備 ・動力配線設備（特定の生産、業務用の設備） ・中央監視制御装置 ・屋外照明設備（外灯、スポットライト） ・音響設備（スピーカー、アンプ） ・電話機、交換機、インターホン機器 ・電気時計設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内電気配線設備 (電灯、コンセント) ・屋内照明器具 ・屋内火災報知装置
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外ガス設備（屋外配管等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内ガス設備（屋内配管等を含む）
給排水・衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外給排水設備 ・局所式給湯設備 ・引込工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内給排水設備 (受水槽を含む) ・中央式給湯設備 ・屋内器具設備
空調・冷暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルトイン方式の空調 ・冷暖房設備 ・換気設備、換気扇、天井扇
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、避難器具、ホース、ノズル 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓設備、スプリンクラー
厨房設備 洗濯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店、ホテル、百貨店等) ・寮、病院、社員食堂等の厨房・洗濯設備 	左記以外の設備
運搬設備	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用ベルトコンベア 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、エスカレーター
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ・冷凍倉庫における冷凍設備 ・ろ過装置 ・LAN設備 ・POSシステム ・広告塔、文字看板 ・簡易間仕切り、つい立 	

2 申告について

(1) 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、事業活動を行っており、古河市内に償却資産を所有している方です。

①～③に該当する方も償却資産申告書「18 備考」の該当事由に○印をつけて必ず申告してください。

①前年中に資産の増減がない方

②該当資産がない方

③廃業・転出等の事由により古河市内に償却資産を所有しなくなった方

※正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条及び古河市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金に処されることがあります。

資産区分による提出書類一覧

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある方	○	○	
減少資産がある方	○		○
資産の増減がない方	○		
資産をお持ちでない方	○		
廃業、転出等をされた方	○		○

※今年度初めて償却資産を申告される方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）に令和8年1月1日現在、古河市内に所有している全ての償却資産を記入してください。申告もれ等に伴い、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及して課税します。ただし、地方税法第17条の5の規定により、最大5年が限度となっています。

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のような資産についても申告が必要となります。

- ①償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ②遊休資産（現在使用を休止しているが、いつでも使用ができる状態にある資産）
- ③未稼働資産（既に完成しているが、使用を開始していない資産）
- ④簿外資産（経理上の帳簿等に記載されていない資産）
- ⑤建設仮勘定で経理されている資産のうち完成部分の資産
- ⑥福利厚生用資産（事業の用に直接供されてしまいませんが、申告の対象となります。）
- ⑦大型特殊自動車
- ⑧改良費（使用可能期間の延長又は価値増加のために支出した費用は、本体とは区分して申告の対象となります。）
- ⑨決算期以後、1月1日までに取得された資産で、固定資産勘定未計上の資産
- ⑩耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産で、個別に減価償却している資産
- ⑪租税特別措置法の規定により、中小企業特例の適用による取得価額30万円未満の資産の損金算入は国税のみの適用となり、償却資産（固定資産税）の申告の対象となります。（租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（大型特殊自動車は除く）
- ②無形固定資産（例：特許権、実用新案権、電話加入権、開業費、ソフトウェアなど）
- ③繰延資産
- ④棚卸資産
- ⑤耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入をしているもの
- ⑥取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括償却をしているもの

(4) 電子申告（eLTAX）

eLTAXとは、地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する「地方税ポータルシステム」の呼称で地方税における申告・申請等の手続きを、インターネットを利用して行うシステムのことです。eLTAXのサービスは無料でご利用できますが、パソコン環境や電子証明書の取得などの事前準備に費用がかかることがあります。詳しい内容やご利用方法については、以下のホームページをご覧いただくな、ヘルプデスクへお問合せください。

◆eLTAXホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

◆地方税共同機構 ヘルプデスク

電話番号 0570-081459（ハイシンコク）

上記の電話番号でつながらない場合 03-6745-0720

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝日、年末年始を除く）



事業種目を具体的に記入してください。(例:建設業、飲食業等)
法人の場合は、資金等の金額も記入してください。

申告書の提出日を記入してください。

令和 8 年 1 月 15 日

古河市長宛て

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印	氏名、ふりがなを記入してください。 法人の場合は、 名称と代表者の氏名を記入してください。
古河市長	古河市長谷町 38-18 (電話 0280-22-5111)
古河市長谷町 38-18 (電話 0280-22-5111)	古河市長谷町 38-18 (電話 0280-22-5111)

資産の種類		前年中に取得したもの(口)	前年中に減少したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ハ)+(ハ)	前年中に減少したもの(ハ)+(ハ)
資産の種類	資産の種類	前年中に取得したもの(口)	前年中に減少したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ハ)+(ハ)	前年中に減少したもの(ハ)+(ハ)
1 建築物	1 建築物	10 304,000	10 304,000	4 980,000	4 980,000	15 280,000	15 280,000
2 机器	2 机器	4 510,000	4 510,000	2 670,000	2 670,000	7 160,000	7 160,000
3 船舶	3 船舶						
4 航空機	4 航空機						
5 車両及び運搬具	5 車両及び運搬具						
6 山岳、器具及び備品	6 山岳、器具及び備品	2 000,000	2 000,000	1 281,000	1 281,000	3 031,000	3 031,000
7 合計	7 合計	16 814,000	16 814,000	8 931,800	8 931,800	25 491,800	25 491,800
資産の種類		資産の種類	資産の種類	資産の種類	資産の種類	資産の種類	資産の種類
1 構築物	1 構築物	1 建築物	1 建築物				
2 長期借入資本	2 長期借入資本						
3 貯油	3 貯油						
4 航空機	4 航空機						
5 車両及び運搬具	5 車両及び運搬具						
6 土地、建物	6 土地、建物						
7 合計	7 合計						

(口) 欄には、前年中に減少した資産を種類別に記入してください。(※前年度申告の(二)欄の価格)
初めて申告される方は、記入の必要はありません。

(ハ) 欄には、前年中に減少した資産を種類別に記入してください。初めて申告される方は、記入の必要はありません。

この欄は、自社電算処理により申告される場合にのみ記入してください。

前年中に所有者の異動があった場合は、
住所、氏名または名称、電話番号等を記入
してください。

(二) 欄には、資産の合計額を種類別に記入
してください。

*前年中に資産の増減がない場合や資産をお持ちでない場合も、備考欄に必要となる事項を記入し、必ず申告してください。

マイナンバーの記載をお願いします。
法人13桁、個人は12桁で、右詰めで記載してください。(この箇所は転記されません)

「品別明細書」が同封されている方は、氏名の下側に記載されている8桁の数字(所有者コード)を記入してください。
初めて申告される方は、記入の必要はありません。

該当するものに○印を付けてください。
また、短縮耐用年数の承認を受けた場合や増加償却の届出をしている場合は、それらの書類の写しを添付してください。

(六)

式

提出用

「品別明細書」が同封されている方は、氏名の下刷り記載されている8桁の数字（所有者コード）を記入してください。
初めて申告される方は、記入の必要はありません。

耐用年数を記入してください。

所有者名を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

今和八年

行番号		資産コード	資産の種類	登録者
01	1		機械及び装置	社長
02	1		船舶	外加工事
03	1		航空機	支社長
04	1		車両及び運搬機具	工場長
05	1		工具、器具及び備品	品川支社
06	1		備品	東京支社

資産コードには、記入の必要はありません。

増加した資産を記入し、方記入して下さい。

- 6

品別明細書が同封されている方は、氏名の下側に記載されて
いる8桁の数字（所有者コード）を記入してください。
初めて申告される方は、記入の必要はありません。

減少した資産の取得額を記入してください。
(資産の一部が減少した場合は、減少した部分に
対応する取得額を記入してください。)

種類別明細書(減少資產用)

資産
コード
消込行

資産の種類には、次の数字を記入してください。

- 構築物 機械及び装置 船舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備

品別明細書に表記された
「資産の名称等」を記入し
てください。

品別明細書に表記された
「資産番号」を記入してください。

減少した資産の数量を記入してください。
(資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する数量を記入してください。)

品別明細書に表記された「取得年月」を記入してください。

所 有 者 名		株式会社 古河市商店		1 枚 目	
資産登録番号		抹消コード		資産の名称等	
1 1	6 0010	レジスター	1 4	20 5	取得年月 年号 年 月
2 8			250,000 円	5	取得価額 年 度
4 4					減少の事由及び区分 1 売却 2 滞失 3 移動 4 その他 250,000円(2台) 500,000円(2台) 250,000円(1台)が減少
減少の事由及び区分に ○印をつけてください。					
耐用年数を記入してください。					
品別明細書に表記された「取得年 月」を記入してください。 〔資産の名称等〕を記入し てください。					
減少した資産の数量を記入して下さい。 〔資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少し た部分に対応する数量を記入して下さい。〕					
【事由】 1 売却 2 滯失 3 移動 4 その他					
【区分】 1 全部 2 一部					
0					1・2・3・4 1・2
1					1・2・3・4 1・2
2					1・2・3・4 1・2
3					1・2・3・4 1・2
4					1・2・3・4 1・2
5					1・2・3・4 1・2
6					1・2・3・4 1・2
7					1・2・3・4 1・2
8					1・2・3・4 1・2
9					1・2・3・4 1・2
0					1・2・3・4 1・2
1					1・2・3・4 1・2
2					1・2・3・4 1・2
3					1・2・3・4 1・2
4					1・2・3・4 1・2
5					1・2・3・4 1・2
6					1・2・3・4 1・2
7					1・2・3・4 1・2
8					1・2・3・4 1・2
9					1・2・3・4 1・2
0					1・2・3・4 1・2
小計 1 250,000					

【事由】
1 売却→売却先の名称
2 滅失→理由等
3 移動→受入先
4 その他→具体的な事由

また、一部減少の場合には
例のように記入してください。

所有者名を記入してください。

3 償却資産の課税について

(1) 評価額の計算方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額、耐用年数に基づいて、一品ごとの価額を算出します。

【評価額の算出方法】

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}$ <p style="text-align: center;">↑ 減価残存率</p>	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$ <p style="text-align: center;">↑ 減価残存率</p>

※ 初年度については、取得月にかかわらず半年分の減価償却を行います。

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の5%に相当する額です。減価償却が済んだ資産（耐用年数経過後の資産）であっても、申告が必要となります。

【減価残存率表】

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応する減価率表」より作成

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得 (1 - r / 2)	前年前取得 (1 - r)			前年中取得 (1 - r / 2)	前年前取得 (1 - r)
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

※地方税法第388条に基づき総務大臣が告示する固定資産の評価基準です。

(2) 評価額の計算例

【例：取得価額300,000円、取得年月令和7年5月、耐用年数4年のパソコンの場合】

ア 初年度の評価額 = 取得価額 × 減価残存率

イ 次年度以降の評価額 = 前年度評価額 × 減価残存率

年度	前年度評価額	計算式	当年度評価額
令和8年度	300,000円 (取得価額)	$300,000 \times 0.781 = 234,300$ 円	234,300円
令和9年度	234,300円	$234,300 \times 0.562 = 131,676$ 円	131,676円
令和10年度	131,676円	$131,676 \times 0.562 = 74,001$ 円	74,001円
令和11年度	74,001円	$74,001 \times 0.562 = 41,588$ 円	41,588円
令和12年度	41,588円	$41,588 \times 0.562 = 23,372$ 円	23,372円
令和13年度以降	23,372円	$23,372 \times 0.562 = 13,135$ 円 (※)	13,135円 (最低限度額)

※令和13年度において計算の結果が取得価額の5%未満となるため、令和13年度以降は、取得価額の5%に相当する15,000円(取得価額300,000円×5%)が評価額となります。

(3) 税額の計算方法

課税標準額 (1,000円未満切捨)	× 税率 (1.4%)	= 税額 (100円未満切捨)
-----------------------	----------------	--------------------

課税標準額とは、毎年1月1日現在における償却資産の価格(評価額)です。税額を計算する時は、同一名義の方が所有している固定資産(土地、家屋をお持ちの場合は、これを含めます。)の課税標準額を合計して算出します。

なお、償却資産の課税標準額の合計が、150万円未満(免税点未満)であるときは、固定資産税は課税されません。(ただし、免税点未満の場合でも申告が必要です。)

(4) 課税標準の特例

地方税法に定める一定の要件を備えた償却資産には、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、償却資産申告書のほかに、「償却資産（固定資産税）に係る課税標準の特例適用申告書」及び特例が適用される資産の内容が確認できる書類、また、公的機関に届出の義務がある場合は、許可書等の写しを提出してください。

詳細は、[古河市役所資産税課償却資産担当までお問合せください。](#)

(5) 非課税となる資産

地方税法に定める一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、償却資産申告書のほかに、「固定資産税非課税規定の適用申告書」を提出してください。

4 国税との主な違い

項目	地方税（固定資産税）	国税（法人税、所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として定率法 (減価率は、固定資産評価基準による)	定率法か定額法の選択制度 (建物については定額法のみ)
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1） *資産の所有期間が1年に満たない場合、法人税においては所有している月数に応じて償却(月割償却)しますが、固定資産税では、すべて所有期間は半年であるとみなして評価します。	月割償却
圧縮記帳の制度	<input checked="" type="checkbox"/> 認められません *固定資産税では、圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。	<input type="radio"/> 認められます
増加償却 (所得税・法人税)	<input type="radio"/> 認められます *所得税法・法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、固定資産税においても増加償却が適用されます。申告の際には、税務署へ提出した届出書の写しを必ず添付してください。	<input type="radio"/> 認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	<input checked="" type="checkbox"/> 認められません *租税特別措置法の規定による特別償却・割増償却は、固定資産税では認められません。	<input type="radio"/> 認められます
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	<input type="radio"/> 認められます *所得税法・法人税法の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。申告の際には、税務署に提出した届出書の写しを必ず添付してください。	<input type="radio"/> 認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5 *減価償却資産は物理的減耗や経済的な陳腐化により減価を続けますが、固定資産税における償却資産は当該資産を事業の用に供している間は必ず一定の価値を有するとの趣旨から、評価額の最低限度が設けられています。	備忘価額（1円）
改良費	区分評価	原則区分評価

5 マイナンバー法に基づく本人確認の手続きについて（個人事業者）

平成 28 年 1 月の社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、償却資産申告書に新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。

個人事業者の方は 12 衔の個人番号を、法人にあっては 13 衔の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載いただけますようお願いいたします。

【申告書提出時の本人確認資料について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条の規定により、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出する際は、「本人確認」が必要となります。「本人確認」は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれの確認に必要な書類は次のとおりになります。なお、申告者が法人の場合には、法人番号の本人確認手続きはありません。

(1) 本人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを添付してください）

番 号 確 認	身 元 確 認
<p>次の①～③のいずれかを提示してください。</p> <p>①個人番号カード（裏面 番号の記載がある面）</p> <p>※現在、本市窓口における各手続等においては「iPhone のマイナンバーカード」を本人確認書類として利用することはできません。</p> <p>②通知カード</p> <p>※デジタル手続法の一部改正に伴い、通知カードの氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能</p> <p>③個人番号が記載された住民票の写し</p>	<p>次の①～③のいずれかを提示してください。</p> <p>①個人番号カード（表面 顔写真がある面）</p> <p>②顔写真付身分証明書・・次のうち 1 点</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、 身体障害者手帳、障害者手帳、療育手帳、 在留カード、特別永住者証明書等</p> <p>③顔写真なし身分証明書・・次のうち 2 点</p> <p>公的医療保険の資格確認書、年金手帳、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 写真なし公的書類、地方税等の領収書等</p>

(2) 代理人が申告書等を提出する場合（郵送時は写し等を添付してください）

番 号 確 認	代理人の身元確認	代 理 権 の 確 認
<p>次の①～③のいずれかを提示してください。</p> <p>①申告者本人の個人番号カード（両面）の写し</p> <p>※デジタル手続法の一部改正に伴い、通知カードの氏名・住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能</p> <p>③申告者本人の住民票や住民票記載事項証明書の写し（個人番号が記載されたもの）</p>	<p>次の①～③のいずれかを提示してください。</p> <p>①代理人の個人番号カード（表面顔写真がある面）</p> <p>②代理人の顔写真付身分証明書・・1 点</p> <p>運転免許証、運転経歴証明書、 パスポート、身体障害者手帳、 障害者手帳、療育手帳、 在留カード、特別永住者証明書等</p> <p>③代理人の顔写真なし身分証明書・・2 点</p> <p>公的医療保険の資格確認書、 年金手帳、児童扶養手当証書、 特別児童扶養手当証書 等</p> <p>《代理人が税理士の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 税理士証票 <p>《代理人が税理士法人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員税理士又は所属税理士の 税理士証票 <p>《代理人が法人の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録事項証明書等と社員証 	<p>《税理士の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務代理権限証書 <p>《法定代理の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本等、又はその他その 資格を証明する書類 <p>《任意代理の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 委任状（原本）又はその他そ の資格を証明する書類

6 償却資産のQ&A

Q1 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産も申告が必要ですか？

A 必要です。その資産が実際に事業に使用できる状態にある限り申告の対象となります。
なお、固定資産税での評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q2 減価償却していない資産についても申告が必要ですか？

A 必要です。減価償却していない資産（簿外資産）であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供される状態にある資産であれば、申告の必要があります。

Q3 現在使っていない資産についても申告は必要ですか？また、休業中も申告は必要ですか？

A 必要です。未稼働資産や遊休資産であっても、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供される状態にある資産であれば、申告の必要があります。休業中も同様の理由から申告が必要です。（償却資産申告書「18 備考」欄の該当事由に必ず○印をつけて申告してください。）

Q4 申告資産の取得価額に消費税は含むのでしょうか？

A 原則として国税の取り扱いの例によって区分されます。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取り扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

Q5 中古で取得した資産の取り扱いについてどうしたらよいでしょうか？

A 中古での購入金額を基に取得価額を算出します。

中古で資産を取得された場合は、購入の代価に引取運賃、据付費等、事業の用に供するためには直接要した費用を含めた金額を取得価額とします。また、耐用年数は事業に使用した際の使用可能期間を合理的に見積もり、その期間を耐用年数とします。

Q6 今年度分の申告書を作成していて昨年度分の申告に誤りがあることが分かったのですがどうしたらよいでしょうか？

A 昨年度分について修正申告をご提出いただく必要があります。今年度の申告書とともに、正しい内容を記入した昨年度の申告書を作成していただき、申告書の余白に「修正申告」とご記入の上、ご提出ください。

7 実地調査について

地方税法第353条（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）及び第408条（固定資産の実地調査）に基づき、固定資産（償却資産）の実地調査を行うことがありますので、調査の際には、ご協力をお願いいたします。

〒306-8601

茨城県古河市長谷町38番18号
古河市役所 資産税課
償却資産担当 宛て

切り取って、申告書類の送付先の宛名として封筒に添付してご利用いただくことができます。